

ふくしまアート新発見事業 業務委託仕様書（案）

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が実施する「ふくしまアート新発見事業」（以下、「本事業」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「乙」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、公募型プロポーザルに参加しようとするものの提案に具体的な指針を示すものである。

I 委託業務の名称

ふくしまアート新発見事業業務委託

II 委託業務の目的

令和8年2月から開催する大ゴッホ展（開催期間：令和8年2月21日～5月10日）の機運を高めるため、ゴッホをテーマとした絵画コンクールや、ゴッホの専門家による講演会を開催する。

また、県内の美術館や博物館等を周遊するミュージアムスタンプラリーを開催するほか、施設及び作品等の情報を検索する機能や大ゴッホ展の解説ページ、クイズ等のコンテンツを通して、県内の美術館や博物館などを気軽に訪れ、直接アートに触れる機会を創出する。

III 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

IV 委託業務の内容

1 大ゴッホ展機運醸成事業

(1) 公募展覧会の開催

県内に居住、通学、県外に避難している小学生、中学生、高校生を対象に、ゴッホに関連した作品を募集し、展覧会を行う。

ア 公募作品の募集

【提案事項】

- ・より多くの方に応募いただけるよう、公募展覧会の名称やキャッチコピーを提案すること。
- ・作品募集の対象である児童、生徒からより多く応募されるように、訴求力の高い広報計画を提案すること。
- ・公募展覧会に関する業務全体の工程表を提案すること。

【留意事項】

- ・作品募集の要件は、（別紙1）を参照すること。
- ・広報計画の策定にあたっては、各学校へポスター及びチラシを作成し発送するほか、効果的な広報手段の提案を行うこと。
- ・作品募集の告知においては、大ゴッホ展の開催についても広報する。
- ・作品の応募受付は、令和7年8月1日（金）～9月30日（火）の期間とすること。
- ・上記期間において事務局を設置するとともに、応募者からの問い合わせに適切に対応することが可能な体制を構築すること。
- ・乙は作品の募集から業務完了までの間、作品の保管、管理を行うこと。

イ 作品審査に関すること

【留意事項】

- ・審査員は甲が選定した4名とする。
- ・審査会は、審査員を審査会場に参集し、作品を直接見ながら協議などを行ってもらい、

入賞作品を選定する方式として実施すること。

- ・審査会は令和7年11月21日（金）福島県庁西庁舎12階講堂にて実施すること。
- ・乙は甲と協議のうえ、次の項目に関する業務を行うこと。

- ・作品の搬入、整列、搬入における一切の業務及びその管理
- ・審査会の企画及び運営
- ・運営マニュアル、進行シナリオ、会場レイアウト図の作成
- ・会場の設営及び撤去（机、椅子のレイアウト変更など）
- ・審査会の開催に必要な消耗品の調達

- ・審査員（4名分）の謝金及び旅費として概算費用97,970円を見込むこと。

ウ 作品の展示に関する業務（公募展覧会）

【提案事項】

- ・受賞作品（全部門合わせて9作品）の他、展示作品をより効果的に見せるような会場レイアウトを提案すること。

【留意事項】

- ・令和7年12月12日（金）～令和8年1月13日（火）の期間、福島市アクティブシニアセンター・アオウゼ（MAXふくしま4階）交流広場において、展覧会を開催すること。
- ・会場設営は令和7年12月10日（水）及び11日（木）に行うこと。また、撤去は令和8年1月14日（水）及び15日（木）に行うこと。
- ・スタッフ控室として和室を確保済み。会場設営及び撤去の際は使用可能。
- ・会場レイアウトの作成にあたっては、展示パネル（1,200mm×1,800mm）を最大48枚（片面最大6作品、両面最大12作品展示可能）設置する想定として提案すること。
- ・乙は甲と協議のうえ、次の項目に関する業務を行うこと。

- ・施設との連絡調整、使用料の支払い
- ・作品の搬入、整理、陳列、展示、撤去における一切の業務及びその管理
- ・会場の設営及び撤去（展示パネルの設置、キャプション及び賞札の作成及び設置等）

- ・会場及び設備使用料として概算費用212,160円を見込むこと。

エ 表彰式に関する業務

【提案事項】

- ・表彰式の開催方法（日時や場所を含む）については、大ゴッホ展の機運を高める内容を提案すること。

【留意事項】

- ・乙は甲と協議のうえ、次の項目に関する業務を行うこと。

- ・賞状、丸筒、副賞の手配
- ・運営に係るマニュアル、会場レイアウト及び進行台本の作成
- ・施設との連絡調整、使用料の支払い
- ・備品の手配
- ・会場の設営、撤去
- ・イベント運営（受付、旅費の支払い、司会進行、記念撮影、受賞者へ写真送付）

- ・受賞者の旅費として概算費用45,000円を見込むこと。

(2) 講演会の開催

【提案事項】

- ・より多くの参加者が講演会に集まるような訴求力の高い広報を提案すること。
- ・講演会の開催に併せて、大ゴッホ展の盛り上げに資するような開催3か月前イベントとなる催しを提案すること。

【留意事項】

- ・令和7年11月22日（土）郡山市ビッグアイ7階市民交流プラザ（全大会議室）にて、講演会を開催すること。
- ・講演内容について、乙は甲とともに講師と調整を行うこと。
- ・講師控室として特別会議室、スタッフ控室として和室を確保済み。会場設営及び撤去の際は使用可能。
- ・乙は、甲と協議のうえ、次の項目に関する業務を行うこと。

- ・施設との連絡調整、使用料の支払い
- ・会場の設営（講演会看板及び講演会タイトル横幕の作成、設置を含む）、撤去
- ・備品手配（ただし、音響設備、プロジェクター及びスクリーンは会場から借用可能）
- ・参加者（およそ170名分）に対するイベント総合賠償責任保険加入
- ・運営マニュアル、会場レイアウト及び進行台本の作成
- ・イベント運営（参加者の受付、講演会の司会及び進行管理、記録写真の撮影）

- ・講師の謝金及び旅費として概算費用 321,770 円を見込むこと。
- ・会場及び設備使用料として概算費用 28,100 円を見込むこと。

2 ふくしまミュージアムラリー事業

【事業の趣旨】

- ・本事業は、大ゴッホ展を契機に県内各地の身近な美術館や博物館等の施設を巡り、そこにしかないアートに触れる機会や、隠れた魅力を再発見できる機会を創出する。
- ・アートに対する関心が低い方などが、SNSやインターネットなどで手軽に情報入手でき、著名な作家や絵画の解説などで鑑賞への意欲を高め、楽しく鑑賞できる仕組みを提供することで、アートに親しみやすい環境を創出する。

- (1) ミュージアムデジタルスタンプラリー（以下「ミュージアムラリー」という。）の企画立案・システム構築

【提案事項】

- ・参加者に親しみを持たれるような企画名称を提案すること。
- ・ミュージアムラリーは、二次元コードやGPS等を活用できるデジタル形式とし、幅広い年代層に使いやすく分かりやすいフォーマットで提案すること。
- ・参加施設の選定にあたっては、地域バランスに配慮して、事業趣旨に沿った施設80か所以上を選出し、一覧表にして提案すること。
- ・「チャレンジふくしま県民運動推進事業」で実施する「ふくしまアートウォーキングデジタルスタンプラリー（以下「ウォーキングラリー」という。）」（※1）と、システムの連携やポイントの共有など、相互の事業の利用促進を図り、相乗効果が得られる仕組みを提案すること。
- ・2（2）と連動することができる仕組みを提案すること。

(※1) 文化振興課の関連事業「チャレンジふくしま県民運動推進事業」では、ミュージアムラリーの対象となる美術館や博物館に加え、周辺にある自然、文化、歴史、食などの様々な「ふくしまアート」のスポットを楽しみながら歩いて巡るウォーキングラリーの実施を予定している。

ウォーキングラリーでは、県内数十カ所のウォーキングコースを徒歩で巡りながら、二次元コードやGPS等の活用により、コース上のスポットでスタンプを収集し、一定の条件を満たしたらポイントを付与するなどの仕組みを想定している。

連携にあたっては、ミュージアムラリーと共通するフォーマットの利用を想定しているため、ミュージアムラリーと事後的に連動させることが可能な仕組みを提案すること。

【留意事項】

- ア ミュージアムラリーは令和7年9月1日（月）から令和8年3月上旬までの間で、より多くの参加者を獲得できるような実施期間や実施形態を提案すること。
- イ ウォーキングラリー本体のシステム構築は「チャレンジふくしま県民運動推進事業」が別途発注を予定しており、本事業ではミュージアムラリー本体のシステム構築及びミュージアムラリーとウォーキングラリーの連動に関するシステム構築に関して提案すること。
- ウ 乙は、参加施設の情報及び写真等を収集し、データベースを作成すること。また、2（1）及び2（2）を構築するための基礎となる、施設紹介ページを作成すること。
なお、紹介ページは施設ごとに独立したものとすること。また、施設周辺のおすすめスポットとして、ウォーキングラリーの対象情報にリンクできる仕様とすること。
- エ 令和7年9月1日（月）の一般公開が可能となるよう、令和7年8月上旬までに準備を完了させ、試験的稼働を行うこと。
- オ システムは、複数年に渡り継続利用が可能なものとして設計すること。
- カ 登録施設を柔軟に追加することが出来るシステムとすること。

(2) ミュージアム鑑賞サポートシステムの企画立案・システム構築

【提案事項】

- ・スマートフォンの携帯性や通信機能を活用し、美術館等施設へのアクセシビリティを高める機能や、事前に作品への理解を深め、現地で鑑賞する満足度を高めるようなシステムを提案する。
- ・ミュージアムラリーと連動し、利用促進につながるようなシステムを提案する。

【留意事項】

- ア 次の3つのコンテンツを盛り込んだシステムとすること。
 - (ア) 施設・作品情報の検索機能
利用者が施設や作品をキーワードやジャンルなどで検索し、2（1）ウで作成した施設紹介ページを参照できる機能を構築する。
 - (イ) 楽しく学ぶアートクイズ
作品や作者について楽しく学ぶことのできるアートクイズコンテンツを製作し、美術館や博物館等を訪れる前に学習できるよう、2（1）ウで作成した施設紹介ページからクイズに挑戦可能なシステムを構築する。また、クイズに正解すると2（1）のポイントに加算できる仕組みを構築する。
 - (ウ) 大ゴッホ展の鑑賞ポイント解説ページ
大ゴッホ展の鑑賞を促進するため、解説ページを作成すること。なお、作品解説などの専門的な記載内容については、甲が乙に提供する。
- イ 令和7年9月1日（月）の一般公開が可能となるよう、令和7年8月上旬までに準備を完了させ、試験的稼働を行うこと。

(3) システムの維持管理

- ア 契約期間内のシステム維持管理に必要な費用については、予め積算しておくこと。
- イ 利用システムの維持管理に努め、情報の更新が必要となった際には、速やかに対応できる体制を整えておくこと。

(4) 運営事務局の開設

- ア 令和7年9月1日（月）～令和8年3月31日（火）の期間において、参加者からの問い合わせに対応する人員及び電話回線を手配すること。
- イ 運営マニュアルを備え付け、円滑な対応を行うこと。なお、運営マニュアルの内容は甲と協議して決定すること。

ウ 問い合わせの内容については甲に定期報告を行うこと。事務局にて回答が困難となる場合には、甲の指示を仰ぐこと。

エ 令和8年3月中旬に公開抽選会を実施すること。また、抽選会の後は、速やかに当選者に向けて発送すること。

(5) 抽選景品

ミュージアムラリーの参加意欲の増進を図るため、取得ポイント数に応じた景品の設定を行い、必要となる景品を調達すること。なお、景品の選定にあたっては、景品表示に違反することのないよう注意するとともに、算定根拠を甲に提出すること。

(6) PR用チラシ・ポスターの製作

チラシは、A4サイズ フルカラーで3万部以上製作すること。ポスターは、B2サイズ フルカラーとして600枚以上製作すること。また、配布先は300か所以上となるように提案し配送すること。なお、部数を含め、用紙の種類・厚さ等の仕様は甲と協議して決定すること。

(7) のぼり製作

ミュージアムラリー参加施設に設置するのぼりを1施設につき2枚製作し、参加施設に向けて送付すること。なお、のぼりの仕様は甲と協議して決定すること。

(8) ホームページ製作・管理

本事業の特設WEBサイトを制作し、企画中の管理運営を行うこと。サイトの内容は自由に提案すること。

(9) 著作権の帰属

作成したチラシ等の著作権は甲に帰属するものとし、チラシやポスターなどのデータについても甲に納品すること（甲が別事業者に増刷を依頼する可能性があるので事前に了承のこと）。

(10) 広報

各種広報媒体を活用して本事業を広く周知し、参加県民の拡大を図ること。なお、広報媒体等は種類・内容等を含め甲と協議して決定すること。

V 提出書類等

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・着手届
- ・実施工程表、業務実施体制図
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの。

- ・完了届
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

VI 成果品

ア 事業実施結果報告書（任意様式）

イ 作成した印刷物等の紙媒体及び電子データ（CD-R に格納して納品すること）

VII 留意事項

(1) 法令等の遵守

乙は本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 第三者への委託

乙は事業の実施に当たり、その内容が第三者に委託することが合理的であると認められるものについては、事業の一部を再委託することができるものとする。なお、再委託をしようとするときは、あらかじめ再委託に関して書面により、甲と協議し、承認を受けなければならない。また、委託事業の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、全ての責任を負うものとする。

(3) 委託業務に関して知り得た秘密

委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

(4) 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。

(5) 甲への損害賠償

乙は委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 第三者への損害賠償

乙は委託業務の履行に当たり、乙の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 疑義等

仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、双方協議のうえ決定するものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。

(別紙1)

○作品募集の要件

- (1)応募者 県内に居住、通学または県外避難している小学生、中学生、高校生
(2)作品 ① 自己の制作したもので、原則、他の公募展で受賞したものでないこと。
② 他者の知的財産権について十分配慮をすること。

(3)テーマ

部 門	テ ー マ
小学生の部	次のいずれかのゴッホ作品の模写
中学生の部	夜のカフェテラス、自画像、夕暮時の刈り込まれた柳、青い花瓶の花
高校生の部	ゴッホ作品をオマージュしたオリジナルの作品

(4)応募点数 1人1点

(5)作品規格

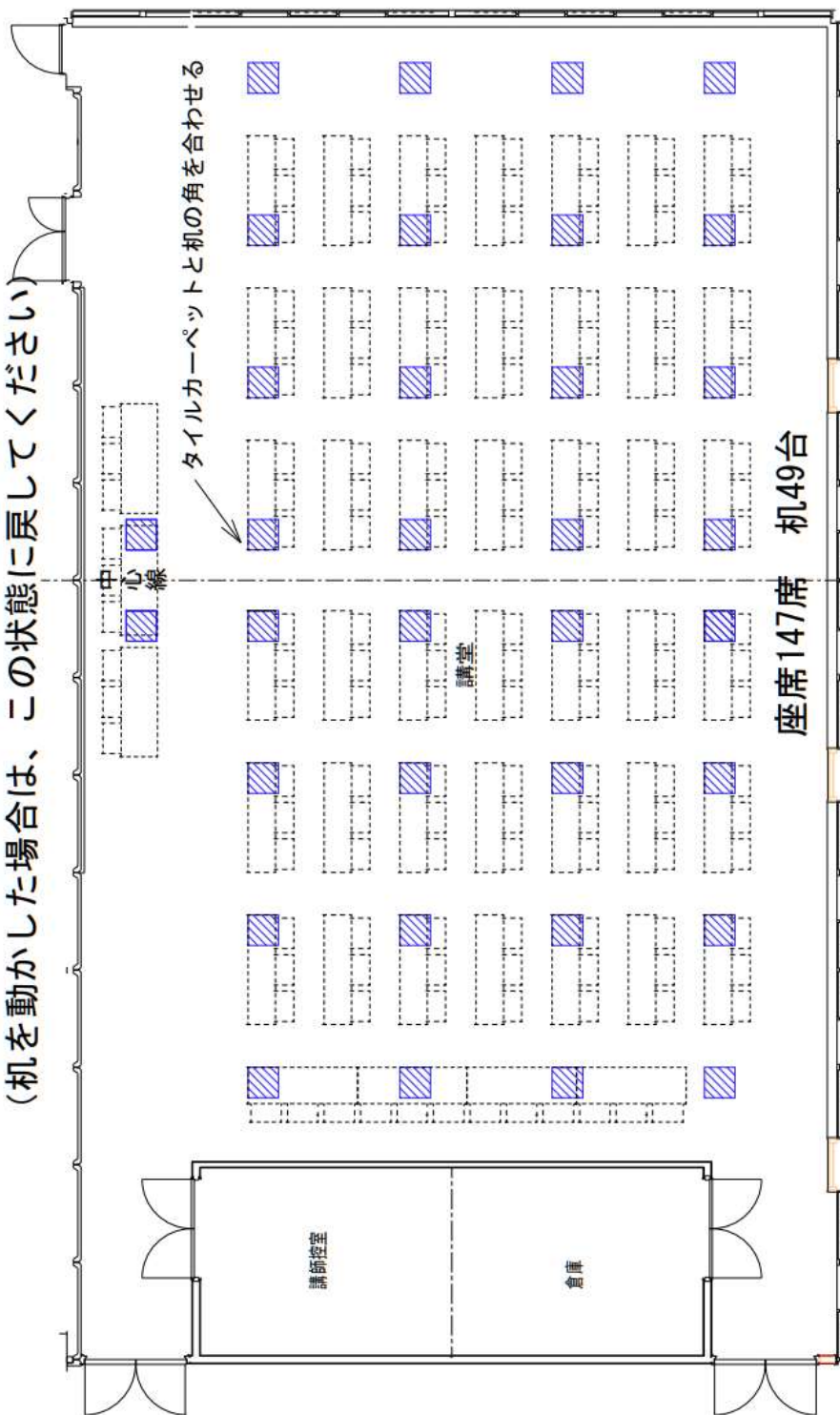
部 門	規 格
小学生の部 中学生の部	四つ切(393 mm×545 mm)以内の画用紙とする 画材は指定しない(ただしデジタル作品は不可とする) 額装はせずに応募すること
高校生の部	10号F(530 mm×455 mm)以内とする 用紙は画用紙またはキャンバスボードとする キャンバスボードの場合、作品(木枠など)にヒートン及び吊り紐を付けること(ヒートンは外側に向かって飛び出さないこと) 画材は指定しない(ただしデジタル作品は不可とする) 額装はせずに応募すること

- (6)注意事項
- 出品料は無料とするが、作品送付にかかる費用は応募者負担とする。
 - 応募された作品は、原則返却しない。
 - 応募された作品の使用権は福島県に帰属する。また、作品の写真等は本展覧会の広報等に使用することがあり、応募申込みをもってその承諾があったものとする。

会場図 (審査会会場)

机の配置

(机を動かした場合は、この状態に戻してください)



■ : 青色タイルカーペット

総務部施設管理課

会場図 (展示会場)



会場図（講演会会場（全面使用））

郡山市民交流プラザ大会議室配置図

